

阪南市立学校給食センター改修事業設計施工

公募型プロポーザル

実施要領

令和5年2月

阪南市

## 目次

第1章 実施要領の定義	5
1. 1 本書の位置づけ	5
第2章 プロポーザル概要	5
2. 1 事業名称	5
2. 2 選考方法	5
2. 3 公告日	5
第3章 事業の目的及び基本方針	5
3. 1 事業の目的	5
3. 2 基本方針	6
第4章 実施者及び事務局	7
4. 1 実施者	7
4. 2 事務局	7
第5章 事業概要	7
5. 1 本事業の事業期間	7
5. 2 本事業の上限提案価格	7
5. 3 支払い条件	7
5. 4 計画概要	8
5. 5 事業の構成	8
5. 6 遵守すべき法制度等	9
第6章 参加資格要件	9
6. 1 参加資格要件	9
(1) 参加者の構成と定義	9
(2) 構成企業等の明示	9
(3) 構成企業の変更及び追加	9
6. 2 参加者の備えるべき参加資格要件	10
(1) 共通の参加資格要件	10
(2) 個別の参加資格要件	11
6. 3 参加資格要件の喪失	13
第7章 事業者の募集及び選定に関する事項	14
7. 1 募集及び選定の方法	14
7. 2 募集及び選定スケジュール（予定）	14
7. 3 第1回質問書の受付	14
7. 4 現地説明会の開催	15
7. 5 第2回質問の受付	15

7. 6	事業者の選定方法	15
(1)	優先交渉権者の審査及び評価方法	15
(2)	第一次審査「資格審査」に関すること	16
(3)	第二次審査「技術提案審査」及び「参加者の業務実績審査」に関すること	16
7. 7	参加にあたっての留意事項	17
第8章	参加表明書等の作成、提出について（資格審査）	18
8. 1	参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法	18
8. 2	参加資格審査結果の通知	19
第9章	提案書類の作成要領（技術提案審査・参加者の業務実績審査）	19
9. 1	技術提案書等の受付期間・提出場所及び方法	19
9. 2	技術提案書等の体裁	20
第10章	技術提案書の評価方法	20
第11章	提出書類	20
11. 1	1 質問書	20
11. 2	2 参加資格審査書類	20
11. 3	3 現地説明会参加申込書	21
11. 4	4 関係資料配布申込書	21
11. 5	5 辞退及び変更に関する書類	21
11. 6	6 提案書類	21
第12章	契約に関する事項	22
12. 1	1 契約手続き	22
12. 2	2 契約金額	23
12. 3	3 契約金額の変更	23
第13章	その他	23
13. 1	1 費用負担	23
13. 2	2 市と事業者の責任分担	23
13. 3	3 情報公開及び情報提供	23

## 用語の定義

民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
参加者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。代表企業と構成企業から成る。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業における施設整備業務を実施する者として契約を締結した企業グループを指す。
代表企業	構成企業の中で応募手続きを行い、阪南市との対応窓口となる1法人のことで、阪南市と直接契約を締結する法人のこと。建築一式の建設業の許可及び経営事項審査を受けている者
構成企業	設計関連業務を行う企業、建設工事関連業務を行う企業及び共同企業体を構成する企業、調理機器調達・搬入設置業務等を行う企業をいう。参加者を構成する法人で、阪南市と直接契約を締結しない法人のこと。
設計事業者	代表企業または構成企業のうち、設計関連業務を行う事業者を指す。共同企業体の場合は構成する企業を含む。
設計共同企業体	共同企業体の場合の設計業務を遂行する共同企業体を指す。代表企業の建設企業と共同企業体を構成する企業から成る。
工事監理者	安井建築設計事務所を指す。
CM	安井建築設計事務所を指す。
工事請負事業者	阪南市と契約書を締結し、建設工事関連業務を行う事業者を指す。共同企業体の場合は構成する企業も含む。
特定建設工事 共同企業体	共同企業体の場合の建設工事関連業務を遂行する共同企業体を指す。代表企業の建設企業と共同企業体を構成する企業から成る。
調理機器調達・搬入設置 事業者	構成企業のうち、調理機器調達・搬入設置業務等を行う事業者を指す。
事業者	事業を遂行する者を指す。

## 第1章 実施要領の定義

### 1. 1 本書の位置づけ

阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル 実施要領（以下「実施要領」という。）は、阪南市が設計・施工一括発注（DB方式（Design：設計、Build：建設））で発注する「阪南市立学校給食センター改修事業」（以下「本事業」という。）に係る、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も適した事業者を契約候補者として選定するための要領である。

また、実施要領に添付されている以下の資料は、実施要領と一体のものとする。（以下「実施要領等」という。）

- ・ 阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル 基本計画書（以下「基本計画書」という。）
- ・ 阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・ 阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル 審査基準書（以下「審査基準書」という。）
- ・ 阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル 阪南市立学校給食センター改修事業設計及び建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）
- ・ 阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル 様式集（以下「様式集」という。）

## 第2章 プロポーザル概要

### 2. 1 事業名称

阪南市立学校給食センター改修事業（設計施工）

### 2. 2 選考方法

設計施工公募型プロポーザル

### 2. 3 公告日

令和5年2月2日

## 第3章 事業の目的及び基本方針

### 3. 1 事業の目的

市の学校給食は、「安全・安心な給食」を目標に、給食センターによって営まれているところであるが、給食センターは、昭和59年の竣工から約40年を経過しており、施設自体の老朽化も進んでいる。その間に「食」に関する環境、人々の考え方も大きく変化し、「食」その

ものの重要性への関心の高まりに伴い、学校給食を取り巻く環境も大きく変化し、平成17年に「食育基本法」が制定され、また平成20年には「学校給食法」が改正されるなど、学校給食における「食育」の重要性がクローズアップされるようになった。また衛生面においても、平成21年に新たな「学校給食衛生管理基準」が施行され、より厳しい衛生管理が求められるようになる中、調理関係者の不断の工夫により、衛生管理には万全を期しているが、老朽化した現在の調理場では、施設の構造上、衛生管理基準の遵守が困難になっており、給食センターの改修が、喫緊の課題となっている。

本事業は、本市学校施設長寿命化個別計画に掲げる長寿命化やライフサイクルコストの低減を図るとともに、「学校給食衛生管理基準」に適合した施設を整備することにより、食育や地産地消の推進、以下の3.2 基本方針に記載する内容への対応など、特色ある機能を持った給食施設の整備を目指すものである。

### 3.2 基本方針

事業者は、以下の点を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

(1) 「学校給食衛生管理基準」及びHACCPの考えに対応した施設

(ア) 汚染・非汚染区域の完全区分

二次汚染防止の観点から、汚染作業区域（調理前の食材を取り扱う部屋）と非汚染作業区域（完成した食品等を扱う部屋）を部屋単位で明確に区分する。

(イ) ドライシステムの導入

床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業することで、濡れた床面からはね水による食材への二次汚染の防止や、調理室内の温度・湿度を低く保つことで、雑菌の増殖を抑える。

(2) アレルギー対応専用調理室の整備

調理過程において偶発的にアレルギー物質が混入してしまう事態（コンタミネーション）を避けるため、アレルギー対応専用調理室を設け、他の調理作業と区分する。

(3) 省エネルギー施設

SDGsのゴールの一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け、環境に配慮した施設とし、エネルギー消費量の削減に取り組む。

(4) 働きやすい環境の整備

安全安心な給食が安定的に提供できるよう、調理従事者等の心身の健康と安全を確保する環境を整備する。

(5) 自然災害時に対応した施設の整備

自然災害時に備えた施設の整備等の措置を講じる。

(6) 長寿命化・ライフサイクルコストの低減

長寿命かつ信頼性の高い施設（厨房設備や機材を含む。）を整備し、ライフサイクルコストの低減に取り組む。

## 第4章 実施者及び事務局

### 4. 1 実施者

阪南市長 水野謙二

### 4. 2 事務局

阪南市教育委員会事務局生涯学習部学校給食センター

住所：〒599-0232 阪南市箱作2316

電話：072-476-1906

FAX：072-476-1907

E-mail：kyuusyoku-c@city.hannan.lg.jp

## 第5章 事業概要

### 5. 1 本事業の事業期間

ア 本施設の設計・建設期間

議会議決の日～令和6年12月28日

但し、本施設の調理停止期間は、令和6年3月25日からとする。

イ 供用開始日

令和7年1月6日

ウ 給食提供開始日（予定）

令和7年3月3日

エ 補助金対応工事完了日（予定）

令和6年2月28日

### 5. 2 本事業の上限提案価格

1,430,721,000円

（うち、設計委託料は62,666,000円を上限とする）

（消費税及び地方消費税を含む）

（設計費・建設費・調理設備調達設置費等含む）

（上限提案価格を上回る提案は失格とする）

### 5. 3 支払い条件

令和5年度 支出上限額 62,928,000円

（うち、設計費は 62,666,000円以内を予定）

令和6年度 支出上限額 1,367,793,000円

※阪南市財務規則の規定に基づく。

※支出上限額は消費税及び地方消費税を含む。

※令和5年5月中旬に仮契約を締結し、令和5年6月議会に上程予定とする。

※賃金又は物価の変動に対応するスライド条項を適用する。

※本プロポーザルにより決定された優先交渉権者は、本市との仮契約と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- ・ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- ・ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

※補助金の対応により、前払金及び中間前払金の支払いについては交付決定を受けてからの支払いとすることがある。

#### 5. 4 計画概要

- ・ 事業用地：大阪府阪南市箱作2316
- ・ 敷地面積：約4,575㎡
- ・ 延べ面積：約1,521㎡
- ・ 提供食数：3,600食/日
- ・ ドライシステム採用、既存施設を活用した改修工事

#### 5. 5 事業の構成

本事業は、事前調査業務、各種許認可申請等の手続業務、市が行う交付金申請の支援業務、設計業務、建設業務、調理設備調達設置業務、その他の業務から構成される。また、別に市が行う業務範囲は、設計時におけるマネジメント、工事監理業務、工事施工時におけるマネジメントとする。

選定事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書等において示す。

- (1) 事前調査業務
- (2) 各種許認可申請等の手続業務
- (3) 市が行う交付金申請の支援業務



- (4) 設計業務（意図伝達業務を含む）
- (5) 建設業務
- (6) 調理設備調達設置業務
- (7) その他の業務

## 5. 6 遵守すべき法制度等

選定事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法令、条例・規則、要綱・基準等）を遵守すること。なお、詳細については、要求水準書等において示す。

## 第6章 参加資格要件

### 6. 1 参加資格要件

#### (1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業等が以下に定義する代表企業及び構成企業として構成されるものとする。

- (ア) 参加者は本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。代表企業と構成企業から成る。
- (イ) 参加者は、下記6. 2 (1) 及び(2) の参加資格要件を満たす者とする。
- (ウ) 参加者は、設計事務所等の構成企業とのグループ応募を行う場合、構成企業は下記6. 2 (1) 及び(2) のうち、当該企業が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。
- (エ) 共同企業体の構成企業は、下記6. 2 (1) の参加資格要件を満たす者とする。
- (オ) ひとつの企業が、複数の参加者の代表企業または構成企業となってはならない。

#### (2) 構成企業等の明示

参加者は、参加表明書等の提出時に、代表企業又は構成企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。

#### (3) 構成企業の変更及び追加

参加資格審査結果の通知日以降の参加者の構成企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成企業の変更等を認めることがある。

- (ア) 参加資格審査結果の通知日から提案書類の提出締切日の前日まで

市は、参加資格審査結果の通知日以降に参加者が構成企業の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、提案書類の提出締切日の前日までにこれを承認することがある。ただし、

代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 提案書類の提出締切日から優先交渉権者との契約日まで

市は、提案書類の提出締切日以降に参加者が構成企業の変更等（参加資格を喪失し脱退する構成企業に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者との契約日までにこれを承認することがある。

## 6. 2 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格審査結果の通知日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

### (1) 共通の参加資格要件

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）。
- (イ) 阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく参加停止又は指名回避を受けている者でないこと。
- (ウ) 阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (オ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
- (カ) 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (キ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

(ク) 本事業についてCM業務を委託した株式会社安井建築設計事務所と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

※資本面において密接な関連のある者とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において密接な関連のある者とは当該企業の代表権を有する役員が、他方の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(ケ) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(コ) 阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者（下記の①の書類を提出すること。）又は市が指定する書類を事前に市に提出した者（下記の②から⑨の書類を提出すること。）。

① 阪南市入札参加資格審査申請済確認書（入札参加様式1） 1部

※阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者のみ

※同参加資格を有していない者は、以下の②～⑨の書類を各1部添付すること。

② 使用印鑑届（入札参加様式2）

③ 委任状（入札参加様式3）

※支店等に委任する場合のみ

④ 誓約書（阪南市暴力団排除条例関係）（入札参加様式4）

⑤ 誓約書（入札参加停止措置関係）（入札参加様式5）

⑥ 商業登記簿謄本（写し可）

⑦ 印鑑証明書（写し可）

⑧ 納税証明書（写し可）

ア 国税（税務署発行）

・法人税及び消費税（未納のない証明「その3の3」）

イ 都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

・法人事業税

ウ 阪南市民税

※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ

a. 法人市民税・固定資産税・軽自動車税

（阪南市役所税務課発行の未納のない証明）

b. 代表者の市（府）民税・固定資産税・軽自動車税（代表者の市町村発行）

⑨財務諸表（直近2年間分）

※商業登記簿謄本、印鑑証明書及び納税証明書は、提出日から3か月以内のものとする。

## （2）個別の参加資格要件

参加者の構成企業のうち下記の（ア）から（ウ）の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げ

る各要件を満たすこと。

(ア) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。(事前調査業務、各種許認可申請等の手続業務、市が行う交付金申請の支援業務を含む)

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(b) 延べ面積1,000㎡以上の給食センター・食品工場等の新築の設計業務を元請として履行した実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。

なお、設計業務の管理技術者は、下記の(a)(b)の要件を満たしていること。

(a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士とすること。また、国土交通省が定義する技師C以上とすること。

(b) 延べ面積1,000㎡以上の給食センター・食品工場等の新築の設計業務実績を有していること。

(イ) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)から(c)までの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であり、同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。

(b) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること(これらの届出に係る義務を有する場合に限る。)

(c) 国又は地方公共団体が発注した施設で延べ面積1,000㎡以上の新築の施工実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。

(ウ) 調理設備調達設置業務を行う者

調理設備調達設置業務を行う者は、以下に示す要件について、該当すること。

- (a) 3500食/日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事において調理機器調達・搬入設置の実績を有していること。

### 6. 3 参加資格要件の喪失

(1) 参加資格審査結果の通知日から契約日までの間に、参加者に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- (ア) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。  
(イ) 選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。  
(ウ) 応募提案に虚偽の記載を行うこと。  
(エ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。  
(オ) 代表企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加者の代表企業以外の構成企業が、参加資格審査結果の通知日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- (ア) 参加資格審査結果の通知日から提案書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失した場合で以下の a) 又は b) に該当する場合
- a) 参加資格を喪失しなかった参加者のみで実施要領に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願を阪南市に提出し、提案書類の受付締切日までに阪南市が変更を認めた場合
- b) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成企業等変更承諾願を阪南市に提出し、提案書類の受付締切日までに阪南市が変更を認めた場合
- (イ) 提案書類の受付締切日から契約日までに参加資格を喪失した場合で以下の a) 又は b) に該当する場合
- a) 参加資格を喪失しなかった参加者のみで実施要領に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願を阪南市に提出し、優先交渉権者決定日までに阪南市が変更を認めた場合
- b) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成企業等変更承諾願を阪南市に提出し、契約日までに阪南市が変更を認めた場合

## 第7章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 7. 1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の選定は、施設や設備の性能、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

### 7. 2 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

日程		内容
令和5年2月2日	(木)	公告、実施要領等の公表
令和5年2月2日	(木)	第1回質問の受付、現地説明会の申込の受付、参加表明書等の受付
令和5年2月9日	(木)	第1回質問受付締切
令和5年2月15日	(水)	第1回質問に対する回答公表
令和5年2月22日	(水)	現地説明会の申込、参加表明書等の受付締切
令和5年3月6日	(月)	参加資格審査結果の通知
令和5年3月10日	(金)	現地説明会の開催
令和5年3月17日	(金)	第2回質問受付締切
令和5年3月24日	(金)	第2回質問に対する回答公表
令和5年4月24日	(月)	提案書類の提出締切
令和5年5月9日	(火)	提案書類に関するプレゼンテーション審査
令和5年5月17日ごろ	(水)	優先交渉権者の決定・公表
令和5年5月18日ごろ	(木)	優先交渉権者との契約の仮契約締結
令和5年6月		市議会の議決による事業契約の成立

### 7. 3 第1回質問書の受付

#### (ア) 受付期間

令和5年2月2日（木）から令和5年2月9日（木）正午まで

#### (イ) 受付方法

第1回質問書（実施要領等に関する質問）（様式1-1）に記入の上、阪南市教育委員会事務局生涯学習部学校給食センターまで電子メールにて提出すること。提出に併せて電話にて到着の確認を事務局へ行うこと。

#### (ウ) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和5年2月15日（水）ごろに市ホームページにおいて公表する。

#### 7. 4 現地説明会の開催

次のとおり、現地説明会を開催する。なお、当日は、市からの説明のみであり、質問がある場合は、第2回質問にて提出すること。

- 日時 : 令和5年3月10日(金) 14時～15時  
会場 : 阪南市立学校給食センター(阪南市箱作2316)  
参加申込期限 : 令和5年2月22日(水)正午まで  
参加申込方法 : 現地説明会参加申込書(様式3)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。なお、参加人数は1参加者6名(1企業2名まで)までとする。  
※会場の都合により、参加者の定員縮減の要請を行うか日時の変更依頼を行うことがある。
- 申込先 : 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 学校給食センター  
電話 : 072-476-1906 FAX : 072-476-1907  
E-mail : kyuusyoku-c@city.hannan.lg.jp
- 備考 : 資料は配布しないため各自で用意すること。

#### 7. 5 第2回質問の受付

(ア) 受付期間

令和5年3月17日(金)正午まで

(イ) 受付方法

第2回質問書(様式1-2)に記入の上、阪南市教育委員会事務局生涯学習部学校給食センターまで電子メールにて提出すること。提出に併せて電話にて到着の確認を事務局へ行うこと。

(ウ) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和5年3月24日(金)ごろに市ホームページにおいて公表する。

#### 7. 6 事業者の選定方法

(1) 優先交渉権者の審査及び評価方法

(ア) 第一次審査(参加者に必要な資格の有無を確認)

参加表明を行った事業者について、阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)により審査を実施する。

(イ) 第二次審査(技術提案内容を審査し評価)

選定委員会において、各事業者から提出された技術提案及び提案価格について総合的に審査、評価し、優先交渉権者及び第2位を特定する。

(ウ) 技術提案における主な評価項目（以下「評価項目」という。）は、別に定める審査基準書による。

(エ) 第二次審査総合審査点が6割未満の場合は、優先交渉権者と認めない。

## (2) 第一次審査「資格審査」に関すること

(ア) 参加資格の審査

(a) 参加者は、参加表明書を提出すること。

(b) 選定委員会は参加者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、各参加企業及び選任の技術者が参加資格を満たしているか否かを審査する。

(c) 工事施工に関わる技術者の特定については、工事着手までに資格や実績等に関する資料を市が指名した監督職員に提出すること。

(イ) 提案候補者の選定及び技術提案の要請

選定委員会による審査を行い、提案候補者の選定を行う。事務局は、当該結果に基づき、提案候補者に技術提案書の提出要請を行う。

(ウ) 第一次審査結果の通知

(a) 審査の結果、参加資格要件を全て満たし、提案候補者として選定された参加者に対しては、「プレゼンテーション参加要請書」を送付し、技術提案書の提出要請を行う。（令和5年3月6日(月)通知予定）

(b) 参加者のうち、参加資格を満たさない又は確認できない者に対しては、その理由を明記した「参加資格不適合通知書」を送付し、参加者の資格を失う。

(c) 参加資格不適合通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、指定様式により、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は事務局とし、受付時間は休日を除く午前9時から午後4時までとする。

(d) 上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

## (3) 第二次審査「技術提案審査」及び「参加者の業務実績審査」に関すること

技術提案審査として、技術事項及び価格事項の二つの面から「第二次審査」を行う。提案候補者として選定された参加者は、技術提案書（見積価格計算書（内訳書共）を含む）を提出すること。また、第一次審査時に実施しなかった参加者の業務実績に関する審査もあわせて実施する。

(ア) 技術提案書取りまとめ・基礎審査

事務局は、事業者から技術提案書の提出があった際は、技術事項及び価格事項の審査に先立ち、基礎審査として、求める資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき技術提案書が作成されているかを確認する。

(イ) 参加者の業務実績審査



事務局は、参加者から提出された参加資格審査書類に基づき、別に定める審査基準書により審査点を算定する。

(ウ) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の詳細については、参加資格審査結果後に別途送付する通知により示すこととする。

(エ) 技術事項及び価格事項の評価

別に定める審査基準書により審査点を算定する。

(オ) 優先交渉権者及び第2位の特定

選定委員会は、技術事項の評価及び価格事項の評価により得られた総合審査点が最も高い者を優先交渉権者に、次に高い者を第2位とし特定し、選定委員会より市長に報告する。

## 7. 7 参加にあたっての留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加者は、提案書類の提出をもって、実施要領等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において、阪南市立学校給食センター調理配送事業者等の募集時などに公表等が必要と認めるときに阪南市は、事前に選定事業者と協議した上で、提案書類の一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、阪南市による選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(6) 提案書類の取扱い

提出された提案書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(7) 市からの提示資料について

市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、要求水準書に示す関係資料（資料1～3）については、様式4-1、様式4-

2、様式4-3の必要書類の提出があった場合に提示する。受付場所は事務局とし、受付時間は休日を除く午前9時から午後4時までとする。

(8) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、プレゼンテーションの実施ができないときは、これを延期、又は中止する場合がある。

(9) 提案書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の提案書類は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後において、当該の優先交渉権者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、優先交渉権者の決定を取り消す。

- ① 参加資格を有していない参加者のもの
- ② 提案書類が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 同一の参加者から2つ以上の提案書類が出されたもの
- ④ 提案書類に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が提案書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 他の参加者と明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの

(10) 提案書類の変更の禁止

一度提出された提案書類については、変更を認めない。ただし、提案書の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(11) その他

実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## 第8章 参加表明書等の作成、提出について（資格審査）

参加表明書等は、様式集（様式2-1～2-11及び入札参加様式1～5の必要なもの）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加表明書等を確認した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の修正又は追加書類の提出を求めることがある。

### 8.1 参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和5年2月2日(木)～令和5年2月22日(水)

阪南市の休日に関する条例（平成元年12月27日条例第28号）第2条に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時～午後4時

ただし、郵送による場合は、令和5年2月22日(水)午後4時までに必着のこと。

(イ) 提出場所

〒599-0232 阪南市箱作2316

阪南市教育委員会事務局生涯学習部学校給食センター

(ウ) 提出方法

参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、令和5年2月22日(水)午後4時までに必着のこと。電子メール又FAXによる提出は受け付けない。

(エ) 提出部数

正1部 副2部 計3部及びCD-R2部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

## 8. 2 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により令和5年3月6日(月)を目途に通知する。

## 第9章 提案書類の作成要領（技術提案審査・参加者の業務実績審査）

提案書類は、様式集（様式2-4、6-1～9）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された提案書類を確認した上で必要があると判断した場合は、当該提案書類等の修正又は追加書類の提出を求めることがある。

## 9. 1 技術提案書等の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和5年4月24日(月)午後4時まで

阪南市の休日に関する条例（平成元年12月27日条例第28号）第2条に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時～午後4時

(イ) 提出場所

〒599-0232 阪南市箱作2316

阪南市教育委員会事務局生涯学習部学校給食センター

(ウ) 提出方法

技術提案書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又FAXによる提出は受け付けない。ただし、郵送による場合は、令和5年4月24日(月)午後4時までに必着のこと。

(エ) 提出部数

正1部 副15部 計16部及びCD-R2部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

※正のみ会社名を記載し、副へは「参加資格適格通知書」に記載された番号を指定箇所に記載すること。

## 9. 2 技術提案書等の体裁

### (ア) 体裁及び書式

- (a) 本市の様式を使用し、技術提案書関係様式に示された順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い、見積書（様式6-2）及び見積価格計算書（内訳書）（様式6-3）を除き綴ること。また、それぞれにページを付して、ステーブル留めはせず、フラットファイルへ綴ること。
- (b) A3版様式はA4版様式の大きさに折り込むこと。
- (c) 技術提案書の作成にあたっては、会社名を記載することとしている書類以外には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。なおプレゼンテーション審査時においても同様とする。
- (d) 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること（主たる文章は11pt以上を基本とする）。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。
- (e) 用紙の余白は、上下左右、最低20mm以上は確保すること（ページ番号は除く）。
- (f) 見積書及び見積価格計算書（内訳書）については、事業名並びに単独名又は企業体名を明記して正1部 副1部 計2部提出すること。
- (g) 提出した見積書及び見積価格計算書（内訳書）の訂正はできない。
- (h) 提出するデータ形式は、ワードまたはエクセル等で作成した元データ、およびPDFデータとする。

## 第10章 技術提案書の評価方法

技術事項及び価格事項に係る評価は、第二次審査（技術提案審査）にて行う。提案者より提出された技術提案書等及びそれに基づくプレゼンテーション審査の内容により評価する。選定委員会委員の評価は、別紙の審査基準書に基づき、技術事項の面から行う。

## 第11章 提出書類

参加者が市に提出する書類は、以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

### 11.1 質問書

(様式1-1) 第1回質問書

(様式1-2) 第2回質問書

### 11.2 参加資格審査書類

(受付表 )

(様式2-1) 参加表明書（代表企業用）

(様式2-2) 構成企業表

(様式2-3) 委任状

- (様式 2 - 4) 添付書類提出確認書
- (様式 2 - 5) 設計事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2 - 6) 設計事業者の業務実績
- (様式 2 - 7) 配置予定技術者の資格・実績 (設計事業者)
- (様式 2 - 8) 工事請負事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2 - 9) 工事請負事業者の業務実績
- (様式 2 - 10) 厨房機器事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2 - 11) 厨房機器事業者の業務実績
- (入札参加様式 1) 阪南市入札参加資格審査申請済確認書
- (入札参加様式 2) 使用印鑑届
- (入札参加様式 3) 委任状
- (入札参加様式 4) 誓約書 (阪南市暴力団排除条例関係)
- (入札参加様式 5) 誓約書 (入札参加停止措置関係)

#### 1 1. 3 現地説明会参加申込書

- (様式 3 ) 現地説明会参加申込書

#### 1 1. 4 関係資料配布申込書

- (様式 4 - 1) 関係資料配布申込書
- (様式 4 - 2) 守秘義務の遵守に関する誓約書
- (様式 4 - 3) 第二次被開示者への資料開示通知書

#### 1 1. 5 辞退及び変更に関する書類

- (様式 5 - 1) 辞退届
- (様式 5 - 2) 参加資格喪失等通知書
- (様式 5 - 3) 構成企業等変更承諾願

#### 1 1. 6 提案書類

- (受付表 )
- (様式 2 - 4) 添付書類提出確認書
- (1) 提出書類
  - (様式 6 - 1) 提案書類提出書
  - (様式 6 - 2) 見積書
  - (様式 6 - 3) 見積価格計算書
- (2) 提案書
  - (様式 7 - 1) 業務実績

- (様式 7 - 2) 事業計画全体 ①取組方針・実施体制に関する提案
- (様式 7 - 3) 事業計画全体 ②事業スケジュールに関する提案
- (様式 7 - 4) 事業計画全体 ③リスク管理に関する提案
- (様式 7 - 5) 事業計画全体 ④食育の推進に関する提案
- (様式 7 - 6) 設計・施工 ①施設計画に関する提案
- (様式 7 - 7) 設計・施工 ②施工計画に関する提案
- (様式 7 - 8) 設計・施工 ③環境配慮に関する提案
- (様式 7 - 9) 調理設備 ①調理設備の選定に関する提案

### (3) 図面集

- (様式 8 - 1) 設計概要 (仕上げ表含む)
- (様式 8 - 2) パース
- (様式 8 - 3) 配置図
- (様式 8 - 4) 1階平面図
- (様式 8 - 5) 2階平面図
- (様式 8 - 6) 屋根伏図
- (様式 8 - 7) 立面図 1
- (様式 8 - 8) 立面図 2
- (様式 8 - 9) 断面図
- (様式 8 - 10) 衛生区分図
- (様式 8 - 11) 設備計画図
- (様式 8 - 12) 調理設備計画図
- (様式 8 - 13) 調理機器一覧表

### (4) 推奨基準確認書

- (様式 9 ) 推奨基準確認書

## 第 12 章 契約に関する事項

### 12.1 契約手続き

#### (1) 仮契約の締結

阪南市と優先交渉権者は、実施要領等及び提案書類等に基づき仮契約を締結する。この締結により、優先交渉権者を選定事業者とする。

#### (2) 契約の成立

仮契約後、阪南市立学校給食センター改修事業設計施工請負契約に関する議案が阪南市議会の議決を経た場合に発効となる。ただし、否決された場合、発注者はこの契約について一切の責任を負わない。

## 12.2 契約金額

契約金額は、提案価格の金額とする。(工事費内訳書を添付すること。)

## 12.3 契約金額の変更

契約金額の変更にあたっては、契約書の規定に従い、契約金額の変更部分の総額を協議するものとする。

## 第13章 その他

### 13.1 費用負担

見積書及び提案書類の作成並びに提出等に係る必要な費用は、すべて参加者の負担とする。

### 13.2 市と事業者の責任分担

#### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、阪南市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、阪南市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、阪南市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

阪南市、CM及び選定事業者との役割分担は、原則として別紙によることとする。

#### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

阪南市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、阪南市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、契約書において定めるものとする。

### 13.3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、阪南市のホームページにおいて公表する。